

令和 3 年 1 月 26 日
武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部
市民部市民活動推進課

市民活動推進課の事業について

■税務相談

○税務相談を中止する。

- ・毎週水曜日に実施している税務相談業務について、1月21日（木）に東京税理士会武蔵野支部より、緊急事態宣言期間中、市役所で実施している税務相談への税理士の派遣を中止するとの連絡があった。
- ・中止期間中の相談は、東京税理士会納税者支援センターの電話相談（Tel 03-3356-7137）を案内する。